

主な企業向け政策税制

分類	経済産業省 関連税制項目名	対象事業者	現行制度（26年度時点）	27年度改正	適用期間（年度）						赤線は27年度改正部分		
					25以前	25	26	27	28	29	30	恒久	
設備 投資	生産性向上設備 投資促進税制	法人、 個人事業者	<措置>（～27）即時償却又は税額控除5%（28）特別償却50%又は税額控除4% <対象設備> 機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、 ソフトウェア	特になし		(26年1月)	即償又は税控5%	特償50%又は税控4%に					
	グリーン 投資減税 <small>(※)補助金等によって取得した設備に対して適用できない</small>	法人、 個人事業者	<措置①> 特別償却30%又は税額控除7%（税額控除は資本金1億円以下） <対象設備> 太陽光・風力発電設備、電気自動車、定置用蓄電設備等 <措置②> 即時償却又は税額控除7%（税額控除は資本金1億円以下） <対象設備> 太陽光・風力発電設備	②の対象設備から太陽光発電設備を除外し、1年延長	<措置①> 特償30%又は税控7%	(24年7月～)	<措置②> 即償又は税控7% 太陽光を除外し、風力につき延長						
	中小企業 投資促進税制	中小企業、 個人事業者等	<措置①> 特別償却30%又は税額控除7%（税額控除は資本金3,000万円以下） <措置②>（生産性向上の上乗せ）即時償却又は税額控除10%（資本金3,000万円以下）若しくは7%（資本金3,000万円超1億円以下） <対象設備> 機械装置、工具（測定検査工具）、器具備品（試験測定機器等）、ソフトウェア等	特になし	<措置①> 特償30%又は税控7%	(26年1月)	<措置②>（生産性上乗せ）即償又は税控10%・7%						
	商業・サービス 業等活性化税制	中小企業、 個人事業者等	<措置> 特別償却30%又は税額控除7%（税額控除は資本金3,000万円以下） <対象設備> 器具備品、建物附属設備	2年延長			2年延長						
	少額資産に係る 特例	中小企業、 個人事業者等	<措置> 即時損金算入（取得価額30万円未満（合計300万円まで）） <対象設備> 減価償却資産	特になし									
	買換用資産に係る 特例(9号)	法人、 個人事業者	<措置> 長期所有（10年間）資産を譲渡し、新たに土地・建物・構築物等 を取得した場合の譲渡益について80%の課税の繰延べ	買換資産から機械装置を除外／大都市等での買換えは繰延べ割合を縮減（東京23区は70%、首都圏・近畿圏・中部圏は75%）				一部縮減の上、2年延長					
研究 開発	研究開発税制	法人、 個人事業者	<措置①>（総額型）試験研究費総額の8～10%（中小・オープンイノベーション型は12%）を控除 控除上限は法人税額の30%（恒久措置20%から時限的に引上げ） <措置②>（増加型）試験研究費の増加額×最大30%を控除（高水準型）売上高比10%超の試験研究費×（試験研究費割合－10%）×0.2%を控除 <措置③> 控除限度額の繰越控除制度（1年）	①恒久措置として、 (1)総額型25%+オープンイノベーション型5%の計30%の控除上限を確保、 (2)オープンイノベーション型の抜本的拡充（控除率の引上げ、対象費用拡大） ③繰越控除制度の廃止	<措置①>（総額型） 控除上限20% 30%		オープンイノベーション型の抜本的拡充（控除率の引上げ、対象費用拡大） 総額型25%+オープンイノベーション型5%						
賃金・ 雇用	所得拡大促進 税制	法人、 個人事業者	<措置> 給与増加額の10%税額控除 <要件> ①給与等支給額の総額が24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給額の総額が、前の事業年度以上 ③給与等支給額の平均が前の事業年度を上回る	大法人、中小法人それぞれについて、要件①を緩和		2%増	2%増	3%増	5%増	5%増		大法人の28年度の増加割合を4%増に緩和 中小法人の28・29年度の増加割合を3%増に緩和	
	雇用促進税制	法人、 個人事業者	<措置> 雇用者数の増加1人当たり40万円の税額控除 <要件> 適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加等	特になし									
地域 経済	地方拠点強化税 制	法人、 個人事業者	<27年度創設> 【拡充型】（オフィス減税）特別償却15%又は税額控除4%（29年度計画承認2%） （雇用促進税制）増加雇用者1人あたり初年度最大50万円の税額控除等 【移転型】（オフィス減税）特別償却25%又は税額控除7%（29年度計画承認4%） （雇用促進税制）増加雇用者1人あたり初年度最大80万円の税額控除等 <要件> 地方拠点強化に関する計画の承認				拡充型	特償15%又は税控4% 税控2%に					
	中心市街地活性化	法人、 個人事業者	<措置①> 5年間30%の割増償却、 <措置②> 建物等の取得に係る登免税を軽減（1/2） <対象設備> 建物、構築物等 <要件> 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定	措置①について2年延長			<措置①> 割増償却2年延長						
	消費税免税制度 の拡大	法人、 個人事業者	<措置> 免税対象品目は、一般物品（家電製品など）及び消耗品（食料品、薬、化粧品等） 免税手続は、各申請店舗毎に実施	免税手続の第三者への委託が可能に（その際、複数店舗での購入金額合算による判定が可能に）				●消耗品を追加 第三者への委託が可能に					
事業承継税制		中小企業	<措置> 非上場株式（発行総数の2/3まで）を先代から取得した場合、 相続の場合は80%/贈与の場合は100%の納税を猶予	1代目が存命中に2代目から3代目に贈与した場合についても本制度の対象に				●親族外承継等が可能に 3代目への贈与も対象に追加					